

「文の京」の区民憲章を考える区民会議設置要綱

14文企新第70号平成15年2月21日区長決定

(目的)

第1条 「文の京」の区民憲章(以下「区民憲章」という。)を策定するにあたり、区民憲章に規定すべき内容を検討するため、「文の京」の区民憲章を考える区民会議(以下「区民会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 区民会議は、区長の諮問に応じ、区民憲章の内容について検討し、答申する。

(委員)

第3条 区民会議は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する委員17人以内をもって構成する。

- | | |
|-----------------|------|
| (1) 区内関係団体等の構成員 | 7人以内 |
| (2) 公募委員 | 6人以内 |
| (3) 学識経験者 | 2人以内 |
| (4) 区職員 | 2人以内 |

2 前項第2号に規定する委員は、別に定めるところにより募集する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事項について、審議が終了したときまでとする。

(欠員の不補充)

第5条 委員に欠員が生じた場合は、補充しない。

(会長及び副会長)

第6条 区民会議に会長を置き、学識経験者の中から委員の互選により選任する。

- 2 会長は、区民会議を代表し、会務を総理する。
- 3 区民会議に副会長1人を置き、委員のうちから会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 区民会議は、会長が招集する。

- 2 区民会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(幹事)

第8条 区民会議に幹事を置く。

- 2 幹事は、区職員のうちから区長が指名する。
- 3 幹事は、区民会議に出席するものとする。

(委員以外の者の出席)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 10 条 区民会議は、公開とする。ただし、区民会議の決定により、非公開とすることができる。

(庶務)

第 11 条 区民会議の庶務は、企画政策部新公共経営担当課において処理する。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるものを除き、区民会議の運営に関して必要な事項は、企画政策部長が別に定める。